



災害復旧事業の執行について（通知）

技術基準の種類: 入札・契約
通知日: 昭和63年10月3日

案1

受管第705号
昭和63年10月3日

各土木事務所長殿

土木部長

災害復旧事業の執行について（通知）

このことについて、建設省河川局防災課長から別添写しのとおり通知がありました。

ついては、貴管内で執行される災害復旧事業について、特に需要の集中するコンクリートブロック等の資材不足により、使用製品の品質確保について遺憾のないよう留意してください。

なお、各市町村長並びに業界に対しては、別添のとおり通知していますので申し添えます。

建設省河防発第83号
昭和63年9月2日

鳥取県
土木部長殿

建設省河川局防災課長

災害復旧事業の執行について

昭和63年の局地的集中豪雨による災害復旧事業は当該都道府県及び政令指定都市において集中執行となることが予想されるため、下記事項に留意のうえ遺憾のなきよう万全を期せられたい。

なお、貴管下市町村（政令指定都市を除く）に対してもこの旨周知徹底されたい。

記

1. 建設資材で特にコンクリートブロック等の需要が集中し、資材不足及び品質の確保について業界への指導を適切に行うように万全を期せられたい。
2. コンクリートブロック等の工場製品の製作と品質管理については、製造責任者として社団法人全国土木コンクリートブロック協会認定した土木用コンクリートブロック技士の資格をもつ技術者あるいは、これと同等以上の知識経験を有する技術者が常駐するものとする。
（注）製造責任者として工場製品の製造管理に責任をもつ技術者とは技術士法第14条の規定による技術士（コンクリートを専門とするもの）社団法人日本コンクリート工学協会の認定によるコンクリート主任技士、コンクリート技士、社団法人全国土木コンクリートブロック協会の認定する土木用コンクリートブロック技士の資格をもつ技術者又は、これに相当する技術力を有するものをいう。